

◎新潟県告示第1424号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年12月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成25年12月1日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟市西区五十嵐東一丁目ないし三丁目の全域及び寺尾西三丁目の一部